

平成 2 1 年度決算検査報告で指摘された事項の概要
(雇用・能力開発機構関係)

○ 「物品の購入等に係る経理が不当」について

- ・ 会計検査院が検査した本部及び都道府県センター等 2 9 施設のうち 9 施設で「預け金」及び「差替え」の不適正経理が指摘された(別添 1 参照)
- ・ 雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)が会計検査院未受検施設(8 5 施設)を自主検査したところ、1 6 施設で不適正経理が指摘された

⇒ 全 1 1 4 施設中 2 5 施設(約 2, 6 0 6 万円)で不適正経理が行われていた。

※ 預け金・差替えに係る手続の流れ、預け金・差替えで納入した物品及び機構における処分状況は資料 5 - 4 - ③をご参照ください。

○ 「国際能力開発支援センターの運営委託契約の実施に当たり、委託先の会計経理が適正を欠いていたもの」について

- ・ 国際能力開発支援センター（以下「センター」という。）は、機構の前身である雇用促進事業団が昭和59年に建設費141億円（用地取得費含む。）で設置

- ・ 所在：千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目
- ・ 研修室（59室）、宿泊室（389室）、シンポジウムホール（980席）等を備えた施設
- ・ 平成22年9月30日をもって閉館。現在、売却手続中

- ・ センターは、財団法人海外職業訓練協会（厚生労働省職業能力開発局所管）が機構からの委託を受けて、研修室等の運営収入で運営費用を賄う形で運営

- ・ 会計検査院の検査の結果、以下が判明（別添2参照）
 - ① センターの運営とは関係のない事務所経費、飲食費、慶弔費等の経費や、海外のボランティアに参加し、センターの運営に従事していない協会職員の人件費を費用計上
 - ② センター内の自動販売機の売上手数料全額を運営収入に未計上⇒ 平成17年度から21年度までの5年間で計3,800万円が不当と指摘される。

※ 不当事項ではないものの委託先に運営収入の剰余金等約5億円が留保されていたことが指摘され、機構は平成22年度運営委託契約に精算条項を設けて、委託期間終了時に協会から剰余金の引き渡しを受けられることとする処置を講じた（措置済み事項）。

- ・ 委託契約書には、次のとおり取り扱うこととされていた。
 - i 委託費は無償とし、センターの運営により生ずる運営収入は協会に帰属し、運営費に充当しなければならないこと
 - ii センターの運営に係る経費は他の経費と区分しておかなければならないこと
 - iii 4半期ごとに収支報告を行うこと
 - iv 随時監査を行うことができること（17年度からの5年間で実績なし）

※ 収支報告の実例、機構における処分状況は、資料5-4-③をご参照ください。

—独立行政法人雇用・能力開発機構—

物品の購入等に係る経理が不当

1件 不当金額(支出) 846万円

1 物品の購入等に係る会計経理の概要

独立行政法人雇用・能力開発機構（平成16年2月29日以前は雇用・能力開発機構。以下「機構」という。）は、都道府県センター等の施設で使用する消耗品、備品等の購入、印刷物の作成等（以下「物品の購入等」という。）に係る経費を、一般勘定等（16年2月29日以前は、雇用・能力開発機構一般会計の雇用保険勘定等）から支払っている。

2 検査の結果

機構の9都道府県センター等は、14年度及び16年度から20年度までの契約について、次のア及びイのとおり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等の代金計8,461,177円（40件）を支払っていた。

不適正な会計経理により支払われた物品の購入等代金の施設別・態様別内訳

（単位：件、千円）

都道府県センター等名	年度	ア 預け金		イ 差替え		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
	平成						
北海道センター	18	—	—	1	65	1	65
福島センター	17～20	9	2,617	—	—	9	2,617
千葉センター	19	—	—	1	138	1	138
岐阜センター	16	4	813	—	—	4	813
熊本センター	18	1	3	—	—	1	3
大分センター	14	1	4,262	—	—	1	4,262
熊本職業能力開発促進センター	14、17	1	181	1	210	2	391
近畿職業能力開発大学校附属滋賀職業能力開発短期大学校	17	—	—	19	86	19	86
港湾職業能力開発短期大学校神戸校	17、18	—	—	2	83	2	83
9都道府県センター等	計	16	7,877	24	583	40	8,461

国際能力開発支援センターの運営委託契約の実施に当たり、委託先の会計経理が適正を欠いていたもの

1件 不当金額(収入支出外) 3800万円

1 国際能力開発支援センターの概要等

独立行政法人雇用・能力開発機構（平成11年9月30日以前は雇用促進事業団。以下「機構」という。）は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく能力開発事業の一環として、事業活動の国際化に対応させるための労働者の職業能力の開発等を行う事業主等を援助することにより、我が国労働者の国際化対応能力の向上を図ることなどを目的として、昭和59年に国際能力開発支援センター（平成15年3月31日以前は海外職業訓練協力センター。以下「センター」という。）を設置している。そして、機構は、毎年度、財団法人海外職業訓練協会（以下「協会」という。）との委託契約により、センターの運営を委託している。機構は、センターの運営を協会に委託するに当たり、運営委託契約書において、センターの運営に関して次のように定めている。

- (1) 委託費は無償とし、センターの運営により生ずる施設利用料等の運営収入（以下「運営収入」という。）は、センターの運営費（以下「運営費」という。）に充当しなければならない。
- (2) 協会は、センターの運営収支の額を明らかにした帳簿等を備え、運営費について他の経費と区分しておかなければならない。
- (3) 協会は毎事業年度の終了後、運営収支実績報告書を機構に提出しなければならない。

2 検査の結果

機構本部及び協会において、17年度から21年度までのセンターの運営委託契約を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア センターの運営とは関係のない事務所経費、飲食費、慶弔費等の経費計5,325,933円（17年度～21年度）及び海外のボランティアに参加してセンターの運営に従事していない協会職員の人件費計11,494,067円（17年度～20年度）、合計16,820,000円を運営費に含めて計上していた。

イ センター内の自動販売機の売上手数料計21,184,021円（19年度～21年度）全額を協会の自己収入としていて、運営収入に計上していなかった。

したがって、過大に計上されていた運営費計16,820,000円、過小となっていた運営収入計21,184,021円、合計38,004,021円に係る協会の会計経理は適正を欠いていたものであり、不当と認められる。

一 独立行政法人雇用・能力開発機構

国際能力開発支援センターの運営委託契約において、精算条項を設けることにより委託業務で生じた剰余金等の引渡しを受けられるよう改善させたもの

委託先に留保されていた剰余金等(収入) 4億9637万円

1 国際能力開発支援センターの概要等

独立行政法人雇用・能力開発機構（平成11年9月30日以前は雇用促進事業団。以下「機構」という。）は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく能力開発事業の一環として、事業活動の国際化に対応させるための労働者の職業能力の開発等を行う事業主等を援助することにより、我が国労働者の国際化対応能力の向上を図ることなどを目的として、昭和59年に国際能力開発支援センター（平成15年3月31日以前は海外職業訓練協力センター。以下「センター」という。）を設置している。そして、機構は、毎年度、財団法人海外職業訓練協会（以下「協会」という。）との委託契約により、センターの運営を委託している。機構は、センターの運営を協会に委託するに当たり、運営委託契約書において、センターの運営に関して次のように定めている。

- (1) 委託費は無償とし、センターの運営により生ずる施設利用料等の運営収入は協会に帰属するものとし、センターの運営費（以下「運営費」という。）に充当しなければならない。
- (2) 協会は、センターの運営収支の額を明らかにした帳簿等を備え、運営費について他の経費と区分しておかなければならない。
- (3) 協会は毎事業年度の終了後、運営収支実績報告書を機構に提出しなければならない。

2 検査の結果

機構本部及び協会において、16年度から21年度までのセンターの運営委託契約を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

運営収支実績報告書によると、16年度から21年度までのセンターの運営収支は各年度においていずれも収入が支出を上回っており、15年度以前の運営収支差額も含めた21年度末の運営収支差額の累計額は3億3071万円となっていた。また、センターの運営収支の支出項目の中には、固定資産の取得費用のほか固定資産の更新時の取得財源に充てるための積立額が含まれており、その21年度末の積立金残高は1億6566万円となっていた。

そして、これらのセンターの運営により生じた運営収支差額の累計額及び積立金残高（以下、これらを「剰余金等」という。）は機構へ引き渡されることなく協会に留保されていた。

しかし、剰余金等は、労働保険特別会計における保険料等の収入を財源として設置されたセンターの運営を、協会が運営委託契約に基づき、機構の実施する事業として行ったことにより得られたものであり、剰余金等計4億9637万円が精算されることなく協会に留保されている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、機構は、22年4月に締結した22年度運営委託契約に精算条項を設けて、委託期間終了時に協会から剰余金等の引渡しを受けられることとする処置を講じた。

緊急人材育成支援事業に係る不正受給事案と 雇用・能力開発機構の関係について

○ 事案の概要

2月21日付けの朝日新聞等において指摘された緊急人材育成支援事業（以下「支援事業」という。）に係る不正受給について、訓練実施機関が訓練奨励金や訓練受講者の訓練・生活支援給付の支給申請を行うに当たり、出席数を水増しして請求を行った疑いがもたれているもの。

○ 雇用・能力開発機構との関係

- ・ 支援事業は中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）が行う事業であり、雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）は一部事業を受託している。
- ・ 委託契約に従い、機構は、訓練実施機関から協会が定めた支給申請書及び添付書類を受理し、協会に回付することとされている。
- ・ 受理に当たっては、記載事項及び添付書類の過不足を確認することとされている